

事務連絡
令和8年3月25日

地域密着型事業所
小規模介護医療院
小規模ケアハウス 管理者 様
小規模有料老人ホーム
地域包括支援センター

延岡市健康福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

令和8年度 地域介護・福祉空間整備等事業費補助金の 要望額調査（事前協議）について

標記の件について、県より事前協議の案内がありましたので、事業の実施を希望する事業所におかれましては、事業概要及び添付資料を確認いただき、下記の提出書類を4月17日（金）までに提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類 (1)事前協議書（様式第1号）
(2)平面図
(3)位置図
(4)現況及び改修箇所が分かる写真
(5)見積書（2者以上）
2. 提出方法 電子媒体（メール）でも紙媒体でもどちらでも可
2. 提出期限 令和8年4月17日（金）※期限厳守

【文書取扱】
計画指導係 担当：黒木
電話：0982-22-7069

事業概要（地域介護・福祉空間整備等事業費補助金）

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

（1）事業内容

- ① 大規模修繕等支援事業
- ② 耐震化促進事業
- ③ 非常用自家発電設備整備事業
- ④ 水害対策強化事業

※ ①②は協議一件につき総事業費の下限を80万円以上とする。

（2）補助基準単価

- ・ 8,330千円と対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額
(地域密着型特別養護老人ホーム、小規模介護医療院及び小規模ケアハウスは16,600千円)

※ 本事業は小規模有料老人ホーム及び地域密着型通所介護事業所は対象外です。

※ ④は水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限ります。

（3）補助率

10 / 10（国10 / 10）

高齢者施設等の給水設備整備事業

（1）事業内容

給水設備整備

（2）補助基準単価

厚生労働大臣が認めた額

（3）補助率

3 / 4（国1 / 2、市1 / 4）

※ 本事業は小規模有料老人ホーム及び地域密着型通所介護事業所は対象外です。

高齢者施設等のブロック塀等塀等改修整備事業

- (1) 事業内容
ブロック塀等改修整備
- (2) 補助基準単価
厚生労働大臣が認めた額
- (3) 補助率
3 / 4 (国 1 / 2、市 1 / 4)

高齢者施設等の換気設備整備事業

- (1) 事業内容
介護施設等の換気設備の設置
- (2) 補助基準単価
4,310 円 / m²
- (3) 補助率
10 / 10 (国 10 / 10)

※ 本事業は地域密着型通所介護事業所及び地域包括支援センターは対象外です。

2. 協議に当たっての留意事項

(1) 申請制限の取扱い

認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業については、原則 1 施設につき 1 回を限度として申請することとしてきたが、国土強靱化対策の一層の推進を図る観点から、申請回数に制限を設けないこととする。また、他の事業メニューについても同様の取扱いとする。

(2) 補助財産に対する抵当権の設定

原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、県・市が適当と認める場合はこの限りではない。なお、県・市が適当と認める場合については、次の①～③を参考とすること。

- ① 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。
- ② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
- ③ 申請法人が抵当権設定者であること。

(3) 業務継続計画等の未策定の施設の取扱い

業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画及び避難確保計画（要配慮者利用施設）等の策定がない施設については採択の対象外とする。ただし、やむを得ない事由により業務継続計画等の策定がされていない施設であって、策定が確実に見込まれている施設については、県が認めるところにより、協議を行うことを妨げない。

(4) 非常用自家発電設備について

【前提】

補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであること

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置にあたり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

【対象外経費】

- 平時を含めた使用が想定される設備は対象外。特に太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されることから対象外。

< 太陽光発電の設置に活用できる補助事業 >

◇ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災等支援事業（大規模修繕等分）

◇ 地域医療介護総合確保基金

- ・ 地域密着型サービス等整備等助成事業
- ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

- 可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外となります。

(5) 介護施設等の換気設備の設置事業について

【前提】

感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの。

【対象外経費】

- 現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には対象外。改正建築基準法（2003年7月1日施行）では、すべての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）がない居室は通常想定されないため、大部分の施設は、前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

<本事業により補助が想定されるケース>

- ・ 窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、まったく風が抜けない
 - ・ 火山灰が降るなど、周辺環境により、常時窓を開けることが困難 など
- エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外。換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外。

【補助対象面積の考え方】

- 補助対象は「居室」に限る。
- 補助上限（4,310円/㎡）という面積は、施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみを指す。

(6) 非常用自家発電設備や給水設備の設置場所

非常用自家発電設備や給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

3. 備考

(1) 要望額の調査になりますので、本事業が必ず補助対象となるとは限りません。

(2) 例年、本交付金の要望額調査は非常に期間の短いものとなっております。

毎年4月頃に要望額調査を行うこととなっておりますので、交付金の活用を希望される場合は、この時期にあらかじめ資料をご準備いただくようお願いします。

4. 資料のホームページ掲載

補助事業に関する資料を、下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/28/1115.html>